

平成27年6月定例会 企画財政委員会の概要

日時 平成27年 7月 6日(月) 開会 午前10時 4分
閉会 午後 4時10分

場所 第1委員会室

出席委員 中野英幸委員長

荒木裕介副委員長

松澤正委員、永瀬秀樹委員、土屋恵一委員、鈴木弘委員、野本陽一委員、
水村篤弘委員、山川百合子委員、井上航委員、藤林富美雄委員、西山淳次委員

欠席委員 なし

説明者 中原健一企画財政部長、山口均IT統括幹、小島康雄企画財政部副部長、
萩原由浩改革政策局長、土田保浩地域政策局長、川口泉参事兼交通政策課長、
北島通次企画総務課長、吉田雄一企画総務課政策幹、細野正計画調整課長、
堀光敦史財政課長、山崎明弘改革推進課長、黒坂和実情報システム課長、
竹中健司地域政策課長、徳重覚市町村課長、勝村直久土地水政策課長

吉浦伸和会計管理者、中川典之出納総務課長、渡辺亨会計管理課長

伊藤宏治監査事務局長、武井大介監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
小林貞雄監査第二課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第79号	平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)	原案可決
第80号	国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例	原案可決
第81号	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例	原案可決
第82号	埼玉県個人番号の利用に関する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
第9号	基地対策行政の拡充を求める請願	不採択
第12号	オスプレイについて十分な説明を求める請願	不採択
第13号	地域住民の意思に配慮し、地方自治を尊重するよう求める請願	不採択

所管事務調査

大宮警察署等統合庁舎新築工事の契約案件の議会提出及び予算の執行管理について

【付託議案に対する質疑】

松澤委員

- 1 「埼玉県個人番号の利用に関する条例」により、県の機関内で情報連携が可能になるというが、具体的にどのような事務があるのか。また、情報連携することでどのようなメリットがあるのか。
- 2 条例案において、マイナンバーの利用範囲は、番号法に掲げられている事務と同一であるとのことだが、県が独自の事務で利用することは検討しているのか。
- 3 参考資料では、来年1月からマイナンバーカードが交付されるとしているが、全員に交付するのか。また、どうしたら入手できるのか。発行手数料はかかるのか。
- 4 引越や結婚などで住所や名字などが変わった場合、マイナンバーカードは再発行するのか。
- 5 マイナンバーは、自分の都合で自由に変更できるのか。
- 6 マイナンバーカードの盗難・紛失の場合、悪用されるおそれはないのか。

情報システム課長

- 1 例えば、県営住宅における入居審査や家賃決定に関する事務や児童福祉施設の入所に係る負担能力の認定事務などがあり、審査に当たって、生活保護の情報や障害者の情報をマイナンバーを利用して確認することができるようになる。メリットとしては、申請者が添付書類を用意する必要がなくなることで住民の利便性の向上がまず挙げられる。また、行政機関内部で、書類の確認事務が省力化できるなど、行政事務の効率化が図られることが挙げられる。
- 2 マイナンバーが利用できる事務は番号法に定められているが、条例で定めることにより自治体が独自の事務についても利用することができる。ただし、この場合も社会保障、税、災害対策の3分野に限られる。市町村では様々な事務が想定されるが、県では窓口事務が市町村ほど多くないこともあり、対象となりうる事務は限られる。まずは法で定められた事務について円滑に制度をスタートさせ、独自利用事務については、今後、個人情報保護に配慮しながら、他県の状況も踏まえ検討していきたい。
- 3 マイナンバーカードについては、希望する方にのみ交付され、全員に強制的に交付されるものではない。カードの交付申請をしていただくと、「交付通知書」が届くので、これを市町村の窓口に出し、本人確認と暗証番号設定を行った上で交付される。なお、初回の発行手数料は無料となっている。
- 4 住所等が変わった場合でもカードは再発行されない。変更の届けを市町村に提出する際に、マイナンバーカードを同時に窓口に出し、カードの記載内容やICチップの情報を書き換えて、本人にお返しすることになる。
- 5 マイナンバーは一生使用するものであり、原則として個人の都合で任意に変更することはできない。ただし、マイナンバーカードの紛失や盗難などで、マイナンバーが不正に利用されるおそれがある場合には、本人からの請求又は市町村長の職権により個人番号を変更することができる。
- 6 マイナンバーカードの紛失や盗難の場合は、電話により24時間、365日対応する専用電話に連絡することで一時利用停止を行うことができる。また、マイナンバーカー

ドには顔写真が付いているため、他人が手に入れてもそのまま本人になりすまして使用することは難しい。さらに、マイナンバーカードを使って、税の電子申告などインターネットで行政手続を行う際には、暗証番号が必要となるため、直ちに悪用することは難しいと考えられる。

井上委員

- 1 県の機関内における情報連携の例として公営住宅に関する事務があるとのことだが、県営住宅の事務は住宅供給公社が行っている。条例の定めに従って公社も個人番号を利用することができるのか。
- 2 今回の個人番号の利用に関する条例は、市町村でも必要となるのか。
- 3 マイナンバー制度の周知について、教育委員会と連携して子供に対してマイナンバーの取扱についての啓発を行うなどの今後の対策はどうか。

情報システム課長

- 1 個人番号の利用は、事務の委託を受けた者も法律上可能であると規定されている。他機関への情報照会については、システムを利用することになるため、業務所管課である住宅課が行う。公社職員に対する個人番号の取扱の指導・教育等は当然行う。また、システムのセキュリティは県で対応する。
- 2 市町村でも個人番号の庁内連携に関する条例が必要となる。総務省等から、全都道府県、全市区町村で条例が必要となる旨の通知が出されている。
- 3 マイナンバー制度についての県民への周知は現在進めているところである。子供への啓発についても、今後、教育委員会と調整しながら検討していきたい。

井上委員

個人番号の利用に関する条例は、今後、市町村でも9月定例会や12月定例会で提出されるということでしょうか。

情報システム課長

今後9月あるいは12月に全市町村で条例が提出されるものと考えられる。

永瀬委員

- 1 住基カードはあまり普及していないようだが、マイナンバーカードは、普及に向けて利用範囲の拡大などは検討されているのか。
- 2 参考資料では、マイナンバーの導入スケジュールが何段階かに分かれているが、なぜか。
- 3 マイナンバー制度の導入に向けて、条例のほか、県ではどのような準備を行っているのか。
- 4 市町村もマイナンバー制度に対応しなければならないが、どのような支援を行っているのか。
- 5 民間企業でもマイナンバーを取り扱うと聞いたが、具体的にはどのようなことをしなければならないのか。
- 6 国でもマイナンバー制度の広報を行っているが、県民や県内企業への周知はどうなっているのか。

情報システム課長

- 1 マイナンバーカードの普及・拡大については国でも検討が進められており、健康保険証との一体化を図り、カード普及率を拡大することなどが検討されている。県においても、国の動向を踏まえ、どのような普及・拡大ができるのか検討していく。
- 2 マイナンバー制度の導入スケジュールが段階的となっているのは、円滑な導入を行うためである。平成27年10月から住民へのマイナンバー通知が開始される。平成28年1月までの利用開始の3か月間は各自のマイナンバーを把握していただき、平成28年1月以降スムーズにマイナンバーの利用を始めていただくためのものである。これは、通知カードが全員に届くまでに、ある程度期間が必要なためである。平成28年1月の利用開始から平成29年1月の情報連携の開始までの間には、各種書類にマイナンバーが記入され、情報連携を始めるための情報が蓄積される。平成29年1月から、国の機関において情報連携がスムーズに行われることを確認した上で、平成29年7月から地方公共団体の情報連携が開始される。
- 3 マイナンバー制度への準備は、制度面、システム面、広報・市町村支援の3点で進めている。制度面では、条例の整備のほか、事務の流れが変わるため、制度導入後の事務フローを検討している。システム面では、他の機関との情報連携に必要となる基盤システムの構築を進めている。また、福祉給付や税などの既存システムもマイナンバー制度に対応させる必要があるため、システム改修を行っている。広報・市町村支援では、県民や企業への制度周知や市町村における制度の円滑な導入に向けた支援を図っている。
- 4 県と県内市町村で構成する「電子自治体推進会議」などにおいて、外部専門家や国の制度担当者を講師に招いて研修会を実施し、制度やシステムについて繰り返し説明を行っているほか、他自治体の先進事例を紹介したり国からの情報を提供したりするなど情報共有を図っている。また、市町村システムの改修に要する経費に対する国庫補助の拡大について、全国知事会などを通じて要望を行った結果、大幅な増額措置を獲得することができた。今後も、市町村の準備状況を把握しながら、制度の円滑な導入に向けて、しっかりと支援していく。
- 5 民間企業においても税や社会保障の手続きで、従業員やその家族のマイナンバーが必要となる。代表的な例として、給与事務があり、源泉徴収票や税務署など関係機関に提出する法定調書などに、従業員やその家族のマイナンバーを新たに記載する必要がある。また、健康保険、厚生年金、雇用保険の手続きにおいても、マイナンバーの記載が必要になる。顧問弁護士や税理士などに支払う報酬の支払調書の作成事務も、マイナンバーの対象事務とされている。マイナンバーが記載された書類は「特定個人情報」として、適切に管理する必要がある。
- 6 マイナンバー制度の広報・周知は国が中心となり、地方自治体が協力している。国においては、多言語対応のホームページでの広報や全国共通のコールセンターを開設して、制度に対する様々な問い合わせ対応を行っている。民間企業に対しては、内閣府から各経済団体等に、周知・広報に関する協力依頼を行っている。県においては、県ホームページでの周知、福祉事務所、保健所、県税事務所などマイナンバーを利用する機関で、制度周知のポスター掲示とパンフレット配布を行っている。また、今後は商工会連合会主催の研修会や工業団地での説明会など、企業に向けた周知を進めていく。ほかには、県の広報誌「彩の国だより9月号」での広報、県政出前講座による説明会の実施など、様々な機会を捉えて、引き続き、制度の円滑な導入に向けた周知を図っていく。

永瀬委員

マイナンバーカードの普及で、県としてどの程度の交付枚数を見込んでいるのか。

情報システム課長

現時点交付枚数を見込むことは困難であるが、これまでの住民基本台帳カードの普及率は4.9%程度となっており、これを上回る必要はあると考えている。

西山委員

マイナンバーを利用して行う県の事務として、県営住宅での情報連携の例があったが、県営住宅に入居する際に、具体的などのような書類が不要となるのか。

情報システム課長

例えば、入居審査や家賃の決定の際に、生活保護受給者証や障害者手帳などの書類を提示又は提出する必要がなくなる。システムを介して必要な情報を電子的に情報を保有している部署とやり取りを行うので、こうした書類が不要となる。

西山委員

所得証明書なども省略できるようになるのか。

情報システム課長

市町村で発行する所得証明書などについては、同様に省略することが可能となる。

野本委員

条例案の第4条では、利用する特定個人情報の範囲としてマイナンバー法の別表第2の範囲が規定されているが、別表の内容が不明であると条例案の審査ができないため、資料の提出を求める。

委員長

野本委員、委員会としての資料要求ということによろしいか。

野本委員

別表の内容が条例の内容そのものとするので、参考資料として提出してほしいと言っている。

委員長

それでは委員会として資料の要求をすることによろしいか。

< 異議なし >

情報システム課長

後ほど資料として提出させていただきたい。

委員長

執行部におかれては、速やかに提出願う。

暫時休憩する。

(休 憩)

委員長

ただ今から委員会を再開する。

先ほど資料要求した第82号議案に関する資料は、お手元に配布しておいたので、御了承願う。

情報システム課長

配布した資料、法別表第2の中身だが、今回条例の対象事務になっているのは、別表に掲げられた第1段の情報照会者が都道府県知事、第3段の情報提供者が都道府県知事となっているものが今回の条例の対象事務で14ある。

野本委員

都道府県知事が利用できるものについて説明願う。

情報システム課長

都道府県知事が利用できるものについては14ある。別表に基づくと第1段の第13項となっている児童福祉法による事務、第15項の都道府県知事から都道府県知事への児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に係る事務、第24項の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務、第26項の生活保護関係の決定及び実施の徴収に係る事務、第28項地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務、第31項の公営住宅に関する事務、第54項の住宅地区改良法第2条第2項に関する施行者である都道府県知事の住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定及び変更等に関する事務、第57項の児童扶養手当法による児童扶養手当支給に関する事務であって省令で定めるもの、第64項の母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務、第65項の母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務、第87項の中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務、第108項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務である。法の別表に基づくものについては以上である。

野本委員

今説明のあったものは照会できるものと考えてよいと思うが、一方で、提供できるものは何か。

情報システム課長

第1段に掲げられている情報照会者から第3段に掲げられている情報提供者は相互の関係になるため、これらの事務については埼玉県の間関内で利用が可能になる。

野本委員

生活保護法に関しては、都道府県知事や市町村長に情報を提供できるということによい

か。

情報システム課長

別表の第1段が都道府県知事になっており、第3段が知事でないものについては、条例ではなく、法律による情報提供という形になる。第3段に掲げられているものが都道府県知事であるものについては、提供ができるということになる。

野本委員

条例第4条にあるものは照会できるということか。

情報システム課長

条例第4条に掲げてあるものについては、内部で情報の利用ができるということである。内部の間での情報のやり取りはあくまでも法律上は情報の提供・照会ではなく、情報の利用という形になる。

企画財政部長

国から市町村への照会、あるいは埼玉県から別の県への照会など、組織をまたぐ情報の照会と提供は、別表第2に基づき法律上可能であるため、条例で規定する必要はない。しかし、同じ県の内部の部署で情報のやり取りを行う場合には、条例で定める必要がある。

野本委員

照会できるものは番号だけではなく、番号が内包する個人の情報を提供できるということでのよいのか。

情報システム課長

マイナンバーに個人情報を付けた特定個人情報全てを情報提供できる。

野本委員

利用できる特定個人情報はどのようなものか。マイナンバーと外形的な情報のみなのか。病名などの詳細な情報は対象となるのか。

情報システム課長

利用できる特定個人情報は、別表第4欄に規定されたもののみである。例えば生活保護の有無に関する情報は利用できるが、法令に規定されておらず、手続に関係のない機微性の高い情報を利用することはできない。

野本委員

利用できる特定個人情報の範囲はどのように線引きされているのか。

情報システム課長

線引きの基準となるのが法の別表第4の特定個人情報が提供可能となっている。

野本委員

全部一つ一つ調べなければ、どこまで提供するかは分からないということか。

情報システム課長

別表に掲げられている特定個人情報の中身の詳細は、主務省令に規定されている。

野本委員

県は個人情報を提供できる範囲を明確にする必要があるのではないかと。個人情報保護法との関係はどうか。

企画財政部長

利用できる特定個人情報は、国の主務省令で規定される。今回の条例では、法律と同じ事務で法律と同じ範囲の情報のみ利用することとしている。仮に、今後マイナンバーを法に規定されていない独自の事務で利用する場合、どのような情報を利用するのかしっかり検討する必要がある。また、本委員会の案件ではないが、番号法の規定を踏まえた個人情報保護条例の改正が本定例会で提案されている。

井上委員

マイナンバー法を超えて情報を使うことはないということによいか。

情報システム課長

そのとおりである。

藤林委員

各委員からの最大の心配事は、セキュリティ上の問題から生じる個人情報の漏えいである。年金情報の流失ということもあり、非常に心配している。マイナンバー法の制度の導入に当たって、セキュリティが非常に重要だと感じるが、法律改正に伴って、各都道府県及び市町村は条例を制定・改正をしなければならないのか。

情報システム課長

全国で対応しなければならないこととなっている。

藤林委員

確認だが「しなければならない」ということによいか。

情報システム課長

国からその旨の通知を受け取っているところである。

企画財政部長

補足だが、法律上は条例で決めることになっているため、明確に「しなければならない」という規定はないが、全国一斉にマイナンバーで情報連携を行うため、本県の中だけできないとなると、全国での事務の執行にも影響を及ぼす。もちろん本県の中でも事務執行に大きな影響を与えるが、そういった趣旨から全都道府県・全市町村で対応しなければならないと認識している。

藤林委員

これまでも行政の情報は縦割りのなところがあったが、行政情報の目的外使用の事例はあったのか。

企画財政部長

企画財政部としては、個人情報保護条例を直接所管していないので、承知している範囲でお答えする。例えば、本人の身体に影響がある場合に本人の利益を考えて、個人情報保護の審議会の御了解をいただいた上で目的外利用とすることは一般的に可能となっている。今回の特定個人情報については、これまでの規制よりも厳しく考えており、よほど本人の生命身体に影響があるといった場合に限って目的外の利用を認めている。それ以外を幅広く活用するということは認めていない。

西山委員

マイナンバー制度の導入後も、申請者が手続に必要な従前の添付書類を全て用意すれば、マイナンバーを利用しないことも可能なのか。

情報システム課長

必要な書類が整っているのであれば、従前の手続も可能であると考えられる。

西山委員

自分の情報を行政機関が保有している場合、本人がその情報の使用を拒否することができるのか。

情報システム課長

具体的な対応については、個々の事務により異なるため、今後、国に確認していく。

企画財政部長

マイナンバーについては10月から各個人に通知されることになっているが、原則として各個人が会社や行政機関に申請をする際の申請書にマイナンバーを付記することで活用できるものである。将来的にはどの機関が、いつ、何の目的で、どのような情報を照会したのかという記録を、インターネットによって本人が確認できるポータルサイトを国が整備することとなっている。

西山委員

現時点では、マイナンバーを記入して行政に情報を与えない限り、勝手に行政側がマイナンバーを調べ、個人情報を使うことはできないと思うが、本人の意思の確認がないと様々な情報の提供はできない仕組みになっているということは、制度の開始時点でマイナンバー法により一定のルールが課されており、全国的に統一されていると理解できる。(意見)

野本委員

条例案の第3条では、県の責務規定として「国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする」とされているが、どのような内容なのか。

企画財政部長

マイナンバー制度では、国と同じ範囲で使う場合に加えて、これを超えた独自利用も認められている。県としても十分にマイナンバー制度についてどのように運用が開始されるかを見極めつつ、利便性も考えながら、独自利用を今後追加しようと考えている。そういったことを念頭に国との連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を展開していきたい。条例の基本的なスタイルについては、標準的なものを採用している。

委員長

暫時休憩する。

(休 憩)

委員長

委員会を再開する。
ほかに発言はあるか。

井上委員

今回の条例案で規定する特定個人情報の範囲では、法で定められたものを超えて利用することはできないと考えてよいか。

情報システム課長

今回の条例案は、法の定める範囲で特定個人情報を利用するものであり、法で定められた範囲を超えた利用を行うことはできない。

井上委員

条例第3条に規定する、「自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施する」場合には、必ず条例改正が必要であると考えてよいか。

企画財政部長

今後、利用範囲を拡大し、マイナンバーを独自に利用する場合には、議会で御審議いただき、条例を改正する。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第9号）】

永瀬委員

議請第9号「基地対策行政の拡充を求める請願」について不採択とすべき立場から発言する。

本請願の趣旨は、独立の基地対策室を設けるなど、県の基地対策行政の拡充を求めることである。本県では、企画財政部に既に基地対策担当が置かれ、自衛隊や米軍に関する基地対策業務が行われている。これまでも県は、県と県内の基地関連14市町で構成する埼玉県基地対策協議会により、基地対策に関する要望や情報収集・発信を行っている。平成26年度には、北関東防衛局等関係省庁に対し、住宅、学校及び病院などの

防音工事の拡充や航空機による騒音の軽減、航空機の安全飛行及び基地の安全管理についての要望を前年度に引き続き要望したほか、今般のオスプレイの問題に関しても緊急要望を行うなど、状況に応じ様々な要望を行っている。これに対し、北関東防衛局等からは、要望を踏まえ適切に対応していきたい旨の回答を得ているほか、随時オスプレイの情報提供を受けており、一定の意思疎通が図られていると感じている。

よって、本県における基地対策行政は、現在の体制で適切に行われており、独立の課所室を新たに設ける必要性は感じられないため、本請願は不採択とすべきである。

【請願に係る意見（議請第12号）】

永瀬委員

議請第12号「オスプレイについて十分な説明を求める請願」について不採択とすべき立場から発言する。

本請願は、5月20日に県及び県内の基地に関連する14市町で構成する埼玉県基地対策協議会が、北関東防衛局に対して行った緊急要望と全く同じ内容の意見書を、県議会として国に提出してほしいというものである。協議会が行った緊急要望に対して、北関東防衛局からは、オスプレイの横田飛行場への配備については、米国政府に対して更なる情報提供を求め、得られた情報については関係自治体へ丁寧に誠意を持って説明していきたいとの回答があったと聞いている。また、本定例会の一般質問においても、緊急要望を受け6月23日に北関東防衛局が県に対して説明を行った旨の答弁があった。このような状況を踏まえれば、本請願の趣旨は既に国も理解しているところであり、改めて国に対して意見書を提出する意味がないと考える。また、二元代表制を担う県議会としては、国に対し要望を行う場合は、この問題に対し十分な議論を行い、県議会として独自の考えを表明すべきであり、今県と全く同様の要望をすることは良いとは思わない。

以上のことから、本請願は不採択とすべきである。

【請願に係る意見（議請第13号）】

松澤委員

議請第13号「地域住民の意思に配慮し、地方自治を尊重するよう求める請願」について不採択とすべき立場から発言する。

本請願は、地方自治の精神を軽視することなく、住民の意思に配慮し地方自治体を尊重するよう国に意見書を提出することを求めるものである。国が地方自治を尊重すること、そして、国と地方自治体は対立でなく協力しあい、国民の生命・財産を守り、国民生活の安定を図ることは言うまでもない。しかしながら、東京電力の福島第一原発事故後の対応、沖縄の辺野古移設、オスプレイ配備などは、エネルギー政策や安全保障など主として国が担う施策であって、本請願は、こうした国の施策において地域住民の意見を尊重すべきだという問題を、地方自治体の自治権の問題と混同しているものにほかならない。もちろん、国の施策を進める際に地元の声を十分聴くことは大事なことであるが、地方自治体の自治権の問題とは、分けて考えるべきものである。

よって、請願が求める申入れを国に対して行う必要はないと考えることから、本請願は不採択とすべきである。

【所管事務に関する質問】

(大宮警察署等統合庁舎新築工事の契約案件の議会提出及び予算の執行管理について)

松澤委員

今回の工事で入札が3回流れたというのが本当か。今回は仮契約になったという認識であるが、警察署の建設がいつから計画され、予定されているのか。企画財政部が他部局から出たものを検討して、当然予算付けしていくことになると思うが、どういう経緯になっているのか。

財政課長

契約局を所管する総務部から聞いた範囲でお答えする。入札が過去3回あったことはそのとおりであり、今回の入札が4回目であった。第1回目は平成26年5月に公告、同年7月に開札されたが、不落になった。2回目は9月に公告、10月に開札されたが、入札参加資格停止措置が該当業者になされ、県が入札参加資格停止をし、契約をしないこととなった。第3回目は平成27年1月に公告、2月に開札されたが、入札に参加した業者の間で適正な入札が行われなかったため入札が不成立となり、契約には至っていない。4回目は平成27年4月に公告し、6月に開札されたが、一般質問で総務部長が答弁したとおり、他県における工事の成績不良を理由とする入札参加資格停止措置を受けていることから、適正な施工に疑念が生じたため、今回提案を見送っている状況である。

松澤委員

昨年から予算化されているものの、今年度になってもいまだ執行に至っていないが、各年度においてどのように予算化しているのか。

財政課長

予算取りについて答弁させていただく。平成26年度当初予算に平成26年度から平成28年度までの継続費を設定していた。しかし、入札の不調が重なり契約に至らなかったため、平成26年度の12月補正で平成26年度から平成29年度までの4か年の継続費ということで補正をさせていただいた。

松澤委員

当初、平成26年度から平成28年度までの予定だったものが平成29年度まで持ち越されたということだが、消費税や物価等様々な問題に対してはどのように見込んでいるのか。

財政課長

予算総額の変更はなく、おそらく、これまでの予算の範囲内で執行が可能であると判断したのではないかと考えている。ただ、3か年が4か年になっており、事業の進行がずれているので、年度割については当然ながら見直しているところである。

松澤委員

年度割を見直しているということだが、各年度の予算額はプラスになっているのか、マイナスになっているのか。

財政課長

総額では同一の金額なので、年度割の点から説明させていただく。平成26年度については、当初は4億6,678万7千円であったものが、2億4,139万3千円、平成2

7年度の年割額は22億5,491万6千円だったものが、10億9,335万9千円、平成28年度では33億2,871万8千円だったものが31億9,401万5千円、平成29年度が15億2,165万4千円というように年度割が変更になっている。2月に執行をした平成26年度分の執行残の調整をしているため、現在の継続費は少し動いている。2月補正後の数字は、平成26年度の年割額が2億4,037万1千円、平成27年度の年割額が10億9,335万9千円、平成28年度が31億9,401万5千円、平成29年度の年割が15億2,109万1千円で合計が60億4,883万6千円である。

松澤委員

入札を担当している総務部とは、どのようなやり取りをしているのか。

財政課長

今回の開札日が6月3日であったため、6月定例会へ議案を提出するためにはぎりぎりのタイミングであったが、総務部からの意向を汲んで準備を進めていたところであった。しかし、入札後、総務部から落札業者が2県で工事の成績不良を理由とする入札参加資格停止措置を受けており、工事の誠実かつ適正な施工に疑念が生じたという相談があり、話を聞いたところ、企画財政部としても6月定例会の上程を見送った方がよいという判断をし、了承した次第である。

永瀬委員

- 1 今の答弁によると工事は平成29年度まで延びるということだが、着工が遅れるなど様々な影響が出ることが考えられないか。財務的な観点から予算総額は変わらないと答弁があったが、今後の経済情勢を考慮してもコストが増えることはないのか。
- 2 一連の動きに関して入札参加した後調査を行っているようだが、コストはかかっているのか。
- 3 電気設備や空調設備の関係事業者に対しても、着工が遅れることによってコスト面で影響が出るのではないか。
- 4 着工の遅れによって警察活動に影響は出ないのか。
- 5 コンプライアンス的な意味合いから3件の入札資格停止について、県で状況を調べているということだが具体的な報告はどのように受けているのか。
- 6 先日の答弁によると適正に施工が行われているかを確認中ということだが、具体的にどのような点を確認しているのか。どういった基準で判断するのか。
- 7 9月定例会に確実に上程されるのか、更に延びる可能性はあるのか。
- 8 本件については移転計画について様々な賛否があったが、決定した以上は速やかに進捗を図るべきだと考える。企画財政部として、警察本部や総務部に速やかに促すべきだと考えるが、見解を伺いたい。

財政課長

- 1 総務部から仮契約から契約締結までの間は予算執行の途中経過であるので、契約金額が変わることはないとしている。ただし、物価の変動等に対してどのように対応していくのかは総務部とよく話をしていかなければならないが、今のところ予算が高くなるとの話は聞いていない。
- 2 総務部から追加の予算が必要だという話は聞いていない。調査は、業者に対して書類等の提出を求め、確認する作業が中心になるということである。調査を外注して新たな

費用が必要になるといった話は聞いていない。

- 3 現在は仮契約の状況が続いており、議会の議決を得るまでは予算の変更はないが、後の処理をどうしていくかは総務部との調整になる。
- 4 工事の着工が3か月ほど遅れることが想定され、その間は現存のものを使っていただくことになる。
- 5 総務部によると、1件目は宮城県で入札参加停止されたことが、平成27年の3月26日から6月25日まで3か月あったと聞いている。旧橋の撤去工事で工事成績が65点未満となり、入札の参加停止を受けたようである。2件目は戸田市で平成27年の4月21日から7月20日の3か月間、警告を3年間で2回受けたため入札参加停止になっているようである。1回目が平成26年12月、2回目が平成27年4月に、工事を遅延したり、承認を受けずに施工したようである。3件目は岩手県のケースで平成27年の5月15日から6月14日まで1か月、不正不誠実行為で工事成績が65点未満になったため入札参加停止を受けたと聞いている。
- 6 落札業者が県で抱えている工事がうまく施工されているのかを確認する。
- 7 契約中の3件の工事が9月までには終わる見込みであるので、その成果を確認し、9月定例会には提出したいと考えている。現時点では更に延ばすことは考えていない。
- 8 きちんとした施工を確保できる見込みを得てから、改めて提案させていただければと考えている。

永瀬委員

現在、適正に施工が行われているが確認中とのことだが、具体的な基準はあるのか。

財政課長

総務部の契約局が担当しており、承知していない。

永瀬委員

大規模な工事に関わらず議会に提案されないという状況を考えると、予算執行の立場から詳細に把握すべきであると、要望する。平成27年度から埼玉県防犯のまちづくり推進計画が新たに始まっており、施策を展開しているので、警察の庁舎建設について迅速な対応を促していくべきであると思うがどうか。

財政課長

しっかりとした施工体制の確立については総務部契約局が担当しているが、我々も9月定例会に向けて議案を所掌している立場からしっかりと進行管理をしていきたいと考えている。

土屋委員

- 1 大宮警察署建設工事において、1回目の入札は不落、2回目の入札は契約辞退、3回目の入札が入札無効と当初の計画どおり進んでいないと答弁があった。大宮警察署はいつ完成し、いつ開設するのか、また、警察機能に影響はないのか。
- 2 工事工程と継続費の予算を見ると費用は変わらないが、今後執行する中で予算が更に膨らむのではないかと懸念される。当初計画していた工事の工程と継続費の予算がどのように変わるのか、資料提出を求める。

委員長

土屋委員、委員会としての資料要求ということでよいか。

土屋委員

そのように取り図られたい。

委員長

ただ今、土屋委員から当時の工事工程及び継続費の予算についての資料要求があったが、本委員会として要求することに異議ないか。

井上委員

先ほど確認した原則を守っていただきたいと思う。企画財政部に関わる視点での資料要求にとどめるべきだと思うがいかがか。

土屋委員

確かにそのとおりだが、今回の問題はかなり大変な問題だと認識している。予算執行をする中で、今年度予算が膨らむのか、膨らまないのかが重要であると思う。その辺を踏まえた資料を要求する。

1点目の機能の問題についてもお願いしたい。

財政課長

今要求されたものについては、用意できるものとできないものを調べさせていただき、できる範囲で提供させていただく。

委員長

それでは委員会として資料要求することでよいか。

< 了 承 >

委員長

執行部におかれては速やかな資料提出をお願いする。

鈴木委員

- 1 埼玉県における歴史の中で、今回のような本契約を延期したことは過去にあったのか。
- 2 全国の都道府県でこのような案件があるのか。
- 3 過去に前例がないのであれば、埼玉県政における失政となると考えるがいかがか。
- 4 今回の件について、今後、検討を要するものがあるのか。

財政課長

- 1 平成21年度に下水関係の工事で1回提出を見送っているケースがあったと聞いている。
- 2 企画財政部としては把握していない。
- 3 適正な執行ができないという懸念がある中で、契約を締結する方が県政として良くないという判断から、慎重を期すために直近の定例会には提出しなかった。御理解いただ

きたい。

- 4 落札業者が抱えている別の県発注工事の施工について、総務部契約局で注視していくことになっており、企画財政部としても注視していきたい。

野本委員

- 1 業者が他県で工事に関して疑義があった場合、埼玉県は入札参加をさせないのか。入札参加の資格はあるのか。
- 2 仮契約の締結後、議会の議決を経てから契約するということだが、状況をよく見た上議案を出すとしており、具体的な時期を言っていない。だから議案が9月定例会に出てくるのか、12月定例会に出てくるのか分からない。その場合、まず、工期がどんどん遅れていき、初期の目標を達成できないといった2つの問題が出てくる。何が担保され、どのような状況になれば、議会へ議案を出すのか。
- 3 仮契約の中で工期の期限の設定はないのか。工期があるとすれば、工事上の様々な問題が出てくると思うがどうか。

財政課長

- 1 他県の工事において、重大な事故に該当する場合については入札参加資格停止措置があると聞いている。
- 2 議案の提出が3か月遅れるので、工期も後ろにずれる。どのような条件がそろえば提出するのかについては、第一義的には総務部が落札業者をチェックしており、いけそうだと報告を受けて、改めて企画財政部でも施工能力があるというように…。

野本委員

契約局の条件について聞いている。どういう条件があって提出するのをやめたのか。

財政課長

成就すべき条件については整理していない。総務部の判断に任せているところである。

野本委員

総務部にどのような権限があるのか。

財政課長

総務部から話をもらい、懸案があるということなのでそちらの方で追加の…。

野本委員

懸念をどのように解消したら、議会に持って来るのか。そもそも総務部は入札に参加させているのだから、他県の情報は疎外条件とはならないはずである。入札が成立して仮契約しているにもかかわらず、議会に持ってこない。どのような条件で議会に提出することを決めるのか。

財政課長

総務部が決められている一定の条件をクリアして、大丈夫だと言ってくれれば議案を提案する手続に入る。

野本委員

総務部の条件とはどのようなものか、総務部に聞いてきてほしい。次に、3点目の答弁を求める。

財政課長

3 工期について、契約では当然ながら終期が設定されているが、現在は仮契約の段階である。適正な工期を取ることができなければ延長する可能性は高くなる。

野本委員

仮契約を変更するというのでよいのか。

財政課長

いずれはそうなるのかと思うが、本契約に移行するまではそのままの契約とさせていただく。

野本委員

仮契約を変更しなければいけないのではないか。期限なしのものを議会に持ってくるわけにもいかないと思うがどうか。

財政課長

調整をした後に提案する形になると思う。

野本委員

それがどういう条件だか調べてきてほしい。仮契約で工期が決まっているにもかかわらず、工期が問われないということでもいいのか。いつまで延びてもいいのかという話だ。

企画財政部長

少し補足させていただく。今回6月定例会に提案をしていないことについて、先ほど財政課長から他県の話を見せていただいたとおり、総務部から他県で指名停止措置がかかっているという客観的な事実に基づいて、工事の施工体制について問題があると懸念していると聞いている。指名停止措置という客観的な事実からも直ちに提案することは好ましくない。現在、総務部でしっかりとした施行体制が整っているかという点について、責任を持って判断しようとしているところである。現在、県の契約工事の中で当該企業が契約している案件があると総務部から聞いているので、状況をしっかりと客観的に県として見ていき、施工体制が整ったという判断を総務部がした時点で議会に提案したい。現時点でこれを先延ばしにしていこうと想定するのではなく、県としては9月定例会での提案に向けて施工体制をしっかり企業に作っていただこうと取り組んでいるところなので御理解いただきたい。

野本委員

理解できない。県の条例や規則にのっとらずに勝手にやることができるのか。総務部がいつ入札したか、その後知事のところでどういう判断があったのか明確にしてほしい。現状でどういう問題があるのか明確にしてほしい。規則や条例に基づいてこの企業は危ないから入札させないというのであれば納得できる。参加させて、落札したものを仮契約まで

しておいて、議会に出さないというのはどういう理由か。誰がそういうことを言っているのか。知事から指示があったのか。

企画財政部長

御指摘のとおり、入札参加資格は今回満たされており、入札が済んでいる。通常であればそのまま契約案件が上がってくるわけであるが、今回に関しては他県で不良な工事が立て続けに、特に入札期間中に行われた事実が発覚しており、異例のことと考えた。そのため慎重を期して9月定例会に執行側として納得する形で提案したいと考えた。

野本委員

まずは議会に持ってくるべきだ。契約するかどうかは議会の権限である。

企画財政部長

御指摘のとおり、大きな契約案件については議会の判断を仰ぐと地方自治法で定められているところである。ただし、今回の案件について9月定例会に議案を出したいと総務部から相談を受けた際に、法令上の解釈を調べたところ、どの議会に出すか、当然契約ごとに状況に応じて判断するものであるということである。6月定例会に提案できるか、ぎりぎりのタイミングの開札であったという事情もあり、先ほど申し上げたような不安要素をしっかりと払拭した上で9月定例会に御提案させていただくことが議会に御理解いただくのに最上であると、総務部と企画財政部で相談して決めさせていただいた。

野本委員

いつ、どのような条件が満たされれば、不安要素が払拭されるのか。

企画財政部長

スタートの時点で指名停止を受けるような工事をしている客観的な事実があった。今後、議会に提案できるだけの施工体制が整った状況になった時点で、総務部から企画財政部に予定どおり9月定例会に出したいという相談が来るものと考えている。現時点では総務部からそのような状況が整ったという話は聞いていない。

野本委員

- 1 総務部から事情を聞きたい。
- 2 他県では施工に不備があったという話があったが、埼玉県で著しく不備な工事を行っていたかどうか確認したのか。

企画財政部長

- 1 総務部の責任において、施工体制を確認するのが一番と考えている。企画財政部が事細かに確認をせよと指示するのではなく、しっかりと総務部で確認したものを報告いただく。この点については総務部にしっかりと話をしているが、現時点ではしっかりとした施工体制が整っていないと聞いている。
- 2 他県での事例が本県の入札参加資格に影響することもあるが、本件については入札参加資格に影響するものが原因ではないと聞いているので、事例を本県の契約議案提案の際にどの程度考慮するかといった点も、総務部と議論する。他県における2つの事例に加えて、市でも入札参加の指名停止になっており、不誠実行為があったと思う。本県に

においても工事の施工体制が不安なところがあるので、しっかり確認した上で御提案したい。

野本委員

それならば、最初から総務部が出さなければよい。規程どおり入札し落札されて、案件が総務部から企画財政部に来たので本議会に出す予定でいたところ、総務部から議案として上げないと言ってきた。その総務部の判断をどう考えたか。県の条例や規則に基づいて正しいと判断したのか。そうでなかったとしたら誰が判断したのか。企画財政部長は総務部が言ってきたからそうしたということであれば、総務部長に答弁してもらった方がよい。

委員長

暫時休憩する。

(休 憩)

委員長

ただ今から委員会を再開する。

まず、委員の皆様のお手元に大宮警察署等統合庁舎建設における継続費の変更について、土屋委員から要求のあった資料を配布したので了承願う。

企画財政部長

お手元に配布させていただいたとおり、当初財政課長から答弁させていただいた継続費及び工事の状況について、平成26年当初予算を上段に、下段に12月補正の後に示した年割額及び工期を記載している。その後平成27年2月補正でそれまでの執行状況を踏まえ、年割額を変更している。

総務部に大きく2点確認をした。まず、他県で2件の成績不良工事があったという点について、平成24年度から平成26年度まで3年間に県発注工事においても、成績不良が1件あったようである。総務部としてはこうした点も踏まえ、入札期間において立て続けに同じ会社から2件の成績不良工事があったことは極めて異例であることから判断したということである。また、法律上直ちに直近の議会に必ず提出しなければならないのかという点については、個々具体の契約内容、事情等により適宜決めるとされている。

次に、今後どのような状況になれば提案できるのかについては、施工体制及び施工状況についてしっかり総務部で確認させていただきたい。会社が必要な技術者を本県の発注工事に配置して現場代理人が施工管理を行っているのか、施行計画どおりの作業をしているのかなど施工体制をしっかりと整えているのか、計画書どおりの施工方法、工程表どおりの工事進行及び安全管理の状況を総務部で職員がしっかりと確認を行うと返答があった。

野本委員

公共団体の事業執行については法律・規則等に基づき行われるべきである。それをやらずに恣意的に執行しないことは極めて不可解なことだと思っている。そういうことはあってはならないことであって、こういうことが行われることになると、県内受注業者が大きな影響を受けると思う。県の顔色をうかがっていなければならなくなる。恣意的な理由で延期されたりするおそれがあり極めて問題があると思う。

山川委員

野本委員から、恣意的な理由で執行が止められるようなことがあってはならないと指摘があったが、今までの委員会での質疑を通じて恣意的な理由で執行を止めているというような理解に至っていない。入札参加資格があった事業者が参加をして落札したが、その後に分かったことでもう少しきっちり確認したいということであり、手続き上に問題があったとは見られない。今一度恣意的な判断ではないということの説明いただきたい。

企画財政部長

今回の件については県の規定上、契約を取りやめるべき事由に当たるものではない。そのため、今後9月定例会に提案させていただくよう、総務部とも連携して取り組んでいきたいと考えている。今回判断させていただいた部分については、先ほど御指摘があったとおり恣意的な運用がなされていると理解されてはならないと考えている。今回の判断に当たっても他県での指名停止を受ける程度の不良工事があったという客観的事実を捉え、企画財政部としても了解をさせていただいている。今後も恣意的な運用ではないかという御疑念を賜わないよう総務部としっかり連携して取り組んでいきたいと思っている。

野本委員

恣意的ではないということとは、議案の提出を延ばす基準があるということか。いつまで議案の提出を延ばすかは裁量の範囲内ということか。不安要素が払拭されるまでということが、なぜ恣意的ではないのか。明確な規則に基づいて手続きを行うのが県の行政ではないのか。この話になると基準は何なのかという話になってしまう。今の県の規則の中では何が悪いということはない。だから総務部が判断したことで、落札した業者がいつ契約をするのか分からなくなってしまふ。手続き以外で県のやり方に全部依存してしまふ。知事があんなものは放っておけと言ったら、そうせざるを得なくなる。明確な基準に基づいて行うことが、コンプライアンスではないか。だから我々は何度も説明している。そのようにやるなら県内業者を知事がどうかつしているのと一緒だ。勝手に執行部は延ばせるのだから。契約の延期を規則にないことで、手続きにないことで行えることになる。どういう基準で延ばすのか、それが明らかにならないから何度も聞いている。その点を明確にしない限り、県は県でなくなる。法律に基づく行政ではなくなってしまふ。知事の顔色を見ていかないと何をされるか分からない。そういうことがあっていいのか。勝手に規則にないからと言ってやったら、誰も県を信用しなくなる。そのようなことがあっていいのか。答弁のやり直しを求める。

企画財政部長

これまでの答弁でそのような趣旨に伝わったようであれば、申し訳なく思う。そのようなことがないよう9月定例会にしっかり提案できるよう取り組んでいく。